

2022年9月9日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 小川 宏美

〃 藤田 貴裕

〃 関口 博

〃 柏木 洋志

〃 石塚 陽一

議案の提出について

議員提出第 8 号議案

**有機フッ素化合物(PFAS)汚染に対する早急な対策を求める意見書(案)**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

## 有機フッ素化合物(PFAS)汚染に対する早急な対策を求める意見書(案)

2020年1月6日に横田基地近くの井戸から、1,340ng/Lもの有機フッ素化合物(PFOS+PFOA)が検出されたと報道がありました。また、1月8日には東京・多摩の水道で高濃度の有機フッ素化合物が検出され、2019年6月より東京都が水源の井戸からくみ上げを止めていたことが報道されました。この記事には、国立中浄水所も対象とあったため、過去の原水の調査結果を確認したところ、2018年には275ng/Lという高濃度のPFOS+PFOAが検出されていました。

有機フッ素化合物は環境残留性が高く、血液中に蓄積する、臓器や胎児に危険を及ぼす、がんの原因になる等の可能性が指摘されています。また、PFOS+PFOAの規制に伴い、代替の有機フッ素化合物(PFHxS, PFNA, GenX)が使用されていますが、これらの物質を含めて健康に影響を与える可能性が指摘されていたため、昨年、有機フッ素化合物に関する陳情を採択し、国及び東京都に意見書を提出しました。しかしその後、大きな進展はないと認識しています。

PFOSは2009年に日本も加盟する国連の残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の附属書B(制限)に追加されましたが、長らく国内の規制はありませんでした。PFOAが2019年に附属書A(廃絶)に追加されたことを受けて、日本でも2020年4月によりやくPFOS+PFOAが水質管理目標設定項目として位置づけられ、暫定目標値50ng/Lが設定されました。

今年、ストックホルム条約の締約国会議が開催され、6月9日にPFHxS及び関連物質も規制対象として附属書A(廃絶)に記載されること、長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(PFNA等)及び関連物質も新たに規制すべき物質として取り上げられることが決定しました。また、今年6月15日には、米環境保護庁(EPA)が有機フッ素化合物の一種であるPFOSとPFOAについて、飲料水として生涯摂取し続けていい濃度を表す「生涯健康勧告値」を、これまでの合計1リットル当たり70ng/L以下から、毒性をより重く捉えPFOSを同0.02以下、PFOAを同0.004以下と合算して2,916倍厳しい値に大幅に引き下げました。これらの有機フッ素化合物汚染問題は、新たな局面に入りました。

国立市で言えば、少なくとも2009年からPFOS+PFOAは高濃度検出されており、水源の井戸からくみ上げを止めるまで基準値を超えた水を飲料していたことになり、健康に影響を与えている可能性のある大変ゆゆしき問題となりました。

地下水、井戸水は、貴重な水資源であり、住民の生命に直結しているため、早急な健康調査、汚染原因の究明、汚染除去、拡散防止策の実行を図る必要があると考えます。

### 記

有機フッ素化合物の汚染が明らかな東京多摩地区を中心に、早急に有機フッ素化合物の血液検査を中心とした健康調査を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2022年9月 日

東京都国立市議会

提出先 東京都知事